

○国土交通省告示第二百七十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条の国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの
- 二 燃料電池設備
- 三 コージェネレーション設備
- 四 地域熱供給設備
- 五 蓄熱設備
- 六 蓄電池（床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）
- 七 全熱交換器

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。